

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めるに伴う関係規程の整理に関する規程

第1条 この規程は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴い、関係規程の整理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程の施行の際現に施行されている規程の題名及び本則（本則の規定に基づく別表及び様式を含む。）中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。